# アイリスプラン

## 日常事故補償コース

## 傷害総合保険普通保険約款・特約

<保険期間の初日が2025年3月1日からのご契約>

●「しおり」を表示していただくと、目次としてご利用いただけます。

## 傷害総合保険普通保険約款 第1章 用語の定義条項

#### 第1条 (用語の定義)

この普通保険約款において、次の用語の意味は、

それぞれ次の定義によります。

田語		ルと我によります。 「エー	
所見 像検査等により認められる異常所見をいいます。  医科診療報	用語	定義	
<ul> <li>区科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。</li> <li>運行中 自動車等が通常の目的にしたがって使用されている間をいいます。</li> <li>危険 傷害または損害の発生の可能性をいいます。</li> <li>競技等 競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1)競技、競争、興行しいずれもそのための練習を含みます。(注2)試運転性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。</li> <li>後遺障書 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。</li> <li>公的医療保 次の①から②までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。</li> <li>① 健康保険法(大正11年法律第70号)② 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第152号)。</li> <li>④ 地方公務員等共済組合法(昭和137年法律第152号)。</li> <li>⑥ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)。</li> <li>⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号)⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)</li> <li>告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって場入事項を含みます。</li> <li>歯科診療報 局域を受けた時点において、厚生労働省告によびき定められている歯科診療報酬</li> <li>歯科診療報 番別を受けた時点において、厚生労働省告によびき定められている歯科診療報酬</li> </ul>	医学的他覚		
医科診療報	所見	像検査等により認められる異常所見をい	
<ul> <li>酬点数表</li></ul>		います。	
<ul> <li>点数表をいいます。</li> <li>運行中 自動車等が通常の目的にしたがって使用されている間をいいます。</li> <li>危険 傷害または損害の発生の可能性をいいます。</li> <li>競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。</li> <li>(注1)競技、競争、興行いずれもそのための練習を含みます。(注2)試運転性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。</li> <li>治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険も回身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。</li> <li>① 健康保険法(大正11年法律第70号)② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第152号)④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)</li> <li>⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号)⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)</li> <li>告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。</li> <li>歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告 示に基づき定められている歯科診療報酬</li> </ul>	医科診療報	手術を受けた時点において、厚生労働省告	
運行中 自動車等が通常の目的にしたがって使用されている間をいいます。	酬点数表	示に基づき定められている医科診療報酬	
た険 傷害または損害の発生の可能性をいいます。 競技等 競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1)競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2)試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。 (注2)試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。 ①健康保険法(大正11年法律第70号)②国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告 示に基づき定められている歯科診療報酬		点数表をいいます。	
<ul> <li>危険 傷害または損害の発生の可能性をいいます。</li> <li>競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。</li> <li>(注1)競技、競争、興行いずれもそのための練習を含みます。</li> <li>(注2)試運転性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。</li> <li>後遺障害 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。</li> <li>① 健康保険法(大正11年法律第70号)② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)</li> <li>③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)</li> <li>④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)</li> <li>⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)</li> <li>⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号)</li> <li>⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)</li> <li>告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。</li> <li>歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告 示に基づき定められている歯科診療報酬</li> </ul>	運行中	自動車等が通常の目的にしたがって使用	
京。 競技等 競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。 (法2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。 (治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号)② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号)⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) (6) 船員保険法(昭和14年法律第73号)⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)		されている間をいいます。	
競技等 競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1)競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2)試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。  治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号)② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号)⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  歯科診療報 青術を受けた時点において、厚生労働省告 示に基づき定められている歯科診療報酬	危険	傷害または損害の発生の可能性をいいま	
をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。  治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。  公的医療保 次の①から②までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号)② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第128号)⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号)⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)  告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  歯科診療報 青術を受けた時点において、厚生労働省告 示に基づき定められている歯科診療報酬		す。	
(注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。  治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。  公的医療保 次の①から②までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号)② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号)⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)  告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  歯科診療報 青術を受けた時点において、厚生労働省告 示に基づき定められている歯科診療報酬	競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)	
(注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号)② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号)⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告 示に基づき定められている歯科診療報酬		をいいます。	
(注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。 公的医療保 次の①から②までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号)② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第192号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和37年法律第152号) ⑥ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号)⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告 示に基づき定められている歯科診療報酬		(注1) 競技、競争、興行	
性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。 公的医療保険制度 づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第192号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和37年法律第152号) ⑥ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 再派を受けた時点において、厚生労働省告 示に基づき定められている歯科診療報酬		いずれもそのための練習を含みます。	
をいいます。		(注2) 試運転	
後遺障害 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。  公的医療保 次の①から⑦までのいずれかの法律に基険制度  「健康保険法(大正11年法律第70号)②国民健康保険法(昭和33年法律第192号)③国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)④地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)⑤私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)⑥船員保険法(昭和14年法律第73号)⑦高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)  告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表		性能試験を目的とする運転または操縦	
あって、被保険者の身体に残された症状が 将来においても回復できない機能の重大 な障害に至ったものまたは身体の一部の 欠損をいいます。 公的医療保 次の①から⑦までのいずれかの法律に基 づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号)② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第152号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号)⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬		をいいます。	
将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。  公的医療保 次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号)② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号)⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)  告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態で	
な障害に至ったものまたは身体の一部の 欠損をいいます。  公的医療保 次の①から⑦までのいずれかの法律に基 険制度  ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)  告知事項  危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表		あって、被保険者の身体に残された症状が	
公的医療保 次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ② 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬		将来においても回復できない機能の重大	
公的医療保 次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表		な障害に至ったものまたは身体の一部の	
<ul> <li>険制度</li> <li>① 健康保険法(大正11年法律第70号)</li> <li>② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)</li> <li>③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)</li> <li>④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)</li> <li>⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)</li> <li>⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号)</li> <li>⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)</li> <li>告知事項</li> <li>危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。</li> <li>歯科診療報</li> <li>事所を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表</li> </ul>		欠損をいいます。	
① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表	公的医療保	次の①から⑦までのいずれかの法律に基	
② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬	険制度		
192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表		① 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)	
③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬		② 国民健康保険法(昭和 33 年法律第	
#第 128 号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年 法律第 152 号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法 律第 245 号) ⑥ 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭 和 57 年法律第 80 号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬		192 号)	
(4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年 法律第152号) (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法 律第245号) (6) 船員保険法(昭和14年法律第73号) (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬		③ 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法	
法律第 152 号) (5) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号) (6) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号) (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬		律第 128 号)	
(5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) (6) 船員保険法(昭和14年法律第73号) (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)  告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬		④ 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年	
#第 245 号) ⑥ 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬		法律第 152 号)	
(6) 船員保険法(昭和14年法律第73号) (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬		⑤ 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法	
⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬		律第 245 号)	
告知事項		⑥ 船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号)	
告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬		⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭	
申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬		和 57 年法律第 80 号)	
会社が告知を求めたものをいい、他の保険 契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告 酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約	
契約等に関する事項を含みます。 歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告 酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬		申込書の記載事項とすることによって当	
歯科診療報 手術を受けた時点において、厚生労働省告 酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬		会社が告知を求めたものをいい、他の保険	
酬点数表 示に基づき定められている歯科診療報酬		契約等に関する事項を含みます。	
	歯科診療報	手術を受けた時点において、厚生労働省告	
点数表をいいます。	酬点数表	示に基づき定められている歯科診療報酬	
		点数表をいいます。	

自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
自賠責保険	自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第
等	97 号)に基づく責任保険または責任共済
-	をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出し
	た支払うべき保険金または共済金の額を
	いいます。
重度後遺障	別表4に掲げる介護が必要な状態をいい
主及 及及件 害による要	
介護状態	6 9 0
<u> </u>	次の①または②のいずれかに該当する診
הואן – ב	療行為をいいます。
	① 公的医療保険制度における医科診療
	報酬点数表に、手術料の算定対象として
	列挙されている診療行為(注1)。ただ
	し、次のア・からオ・までのいずれかに
	該当するものを除きます。
	ア、創傷処理
	イ. 皮膚切開術
	7. 及肩切開帆 ウ. デブリードマン
	工. 骨または関節の非観血的または徒手
	的な整復術、整復固定術および授動術
	才. 抜歯手術
	② 先進医療(注2)に該当する診療行為
	(注3)
	(注1) 公的医療保険制度における医科
	診療報酬点数表に、手術料の算定対象と
	して列挙されている診療行為
	歯科診療報酬点数表に手術料の算定対
	象として列挙されている診療行為のう
	ち、医科診療報酬点数表においても手術
	料の算定対象として列挙されている診
	療行為を含みます。
	(注2) 先進医療
	手術を受けた時点において、厚生労働省
	告示に基づき定められている評価療養
	のうち、別に主務大臣が定めるものをい
	います。ただし、先進医療ごとに別に主
	務大臣が定める施設基準に適合する病
	院または診療所において行われるもの
	にかぎります。
	(注3) 診療行為
	、 治療を直接の目的として、メス等の器具
	を用いて患部または必要部位に切除、摘
	出等の処置を施すものにかぎります。た
	だし、診断、検査等を直接の目的とした
	診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬
	利投与、局所的薬剤投与、放射線照射お 1
	よび温熱療法による診療行為を除きま
	す。
	ソ・

乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカー
	ト、スノーモービルその他これらに類する
	ものをいいます。
	(注) モーターボート
	水上オートバイを含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の
	姻族をいいます。
	自動車等の所有、使用または管理に起因し
険等	て他人の生命または身体を害することに
	より、法律上の損害賠償責任を負担するこ
	とによって被る損害に対して保険金また
	は共済金を支払う保険契約または共済契
/h o /D I/O #II	約で自賠責保険等以外のものをいいます。
	この保険契約の全部または一部に対して
約等	支払責任が同じである他の保険契約また
S/AIGH	は共済契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が
	行う治療をいいます。
	(注) 医師  被保険者が医師である場合は、被保険者以
	外の医師をいいます。
	病院もしくは診療所に通い、または往診に
地院	より、治療を受けることをいいます。ただ
	し、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療
	お具等の受領等のためのものは含みませ
	ん。
通院保険金	保険証券記載の通院保険金日額をいいま
日額	す。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または
	診療所に入り、常に医師の管理下において
	治療に専念することをいいます。
入院保険金	保険証券記載の入院保険金日額をいいま
日額	す。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしてい
	ないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ
	る者および戸籍上の性別が同一であるが
	婚姻関係と異ならない程度の実質を備え
	る状態にある者を含みます。
賠償義務者	被害事故により、被保険者またはその父
	母、配偶者もしくは子が被る損害に対して
	母、配偶者もしくは子が被る損害に対して 法律上の損害賠償責任を負担する者をい
	法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険者	法律上の損害賠償責任を負担する者をい
被保険者保険期間	法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
	法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。 保険証券記載の被保険者をいいます。 保険証券記載の保険期間をいいます。 第2章傷害条項においては、死亡保険金、
保険期間	法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。 保険証券記載の被保険者をいいます。 保険証券記載の保険期間をいいます。 第2章傷害条項においては、死亡保険金、 後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、
保険期間	法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。 保険証券記載の被保険者をいいます。 保険証券記載の保険期間をいいます。 第2章傷害条項においては、死亡保険金、 後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、 通院保険金または介護保険金をいい、第3
保険期間	法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。 保険証券記載の被保険者をいいます。 保険証券記載の保険期間をいいます。 第2章傷害条項においては、死亡保険金、 後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、 通院保険金または介護保険金をいい、第3 章被害事故補償条項においては、同条項第
保険期間	法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。 保険証券記載の被保険者をいいます。 保険証券記載の保険期間をいいます。 第2章傷害条項においては、死亡保険金、 後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、 通院保険金または介護保険金をいい、第3 章被害事故補償条項においては、同条項第 1条(保険金を支払う場合)に規定する保
保険期間	法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。 保険証券記載の被保険者をいいます。 保険証券記載の保険期間をいいます。 第2章傷害条項においては、死亡保険金、 後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、 通院保険金または介護保険金をいい、第3 章被害事故補償条項においては、同条項第

保険金請求	第3章被害事故補償条項第1条に規定す
権者	る被害事故によって損害を被った次の①
	または②のいずれかに該当する者をいい
	ます。
	① 被保険者(注)
	② 被保険者の父母、配偶者または子
	(注) 被保険者
	被保険者が死亡した場合は、その法定相
	続人とします。
要介護期間	事故の発生の日からその日を含めて 181
	日目以降の重度後遺障害による要介護状
	態である期間をいいます。
労働者災害	労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第
補償制度	50 号)等法令によって定められた業務上
	の災害を補償する災害補償制度をいいま
	す。

#### 第2章 傷害条項

#### 第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(注 1)によってその身体に被った傷害に対して、本章および第4章 基本条項の規定に従い保険金を支払います。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは 有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取 した場合に急激に生ずる中毒症状(注 2)を含みま す。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中 毒は含みません。
  - (注1) 急激かつ偶然な外来の事故 以下本章において「事故」といいます。

#### (注 2) 中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる 中毒症状を除きます。

#### 第2条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、次の①から⑬までのいずれかに該当 する事由によって生じた傷害に対しては、保険金 を支払いません。
  - ① 保険契約者(注 1)または被保険者の故意また

は重大な過失

- ② 保険金を受け取るべき者(注 2)の故意または 重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一 部の受取人である場合は、保険金を支払わない のはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のア.からウ.までのいずれかに該当する間に生じた事故
  - ア. 法令に定められた運転資格(注 3)を持たないで自動車等を運転している間
  - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
  - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー 等の影響により正常な運転ができないおそ れがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注 4)
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ① 核燃料物質(注 5)もしくは核燃料物質(注 5)によって汚染された物(注 6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ② ⑨から⑪までのいずれかの事由に随伴して生 じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づ いて生じた事故
- ③ ①以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注 7)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

#### (注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法 人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 2) 保険金を受け取るべき者 法人である場合は、その理事、取締役または法 人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全 国または一部の地区において著しく平穏が害さ れ、治安維持上重大な事態と認められる状態を いいます。

- (注 5) 核燃料物質 使用済燃料を含みます。
- (注 6) 核燃料物質(注 5)によって汚染された物原子核分裂生成物を含みます。
- (注 7) 頸部症候群 いわゆる「むちうち症」をいいます。

#### 第3条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている 間
- ② 被保険者が次のア.からウ.までのいずれかに 該当する間
  - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただ

- し、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等 を用いて道路上で競技等をしている間について は、保険金を支払います。
- イ.乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
- ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限 し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて 競技等をしている間または競技等に準ずる方 法・態様により自動車等を使用している間

#### 第4条(死亡保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 第4章基本条項第25条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第4章基本条項第25条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
  - (注) 保険金額の全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保 険金額から既に支払った金額を控除した残額と します。

#### 第5条(後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

 保険
 X
 の後遺障害に対する
 保険金

 金額
 保険金支払割合
 の額

- (2) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (3) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
  - ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
  - ② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、 重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級 の後遺障害に対する保険金支払割合
  - ③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
  - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の 該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割 合
- (4) 既に後遺障害のある被保険者が第1条(保険金

を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表 2 に掲げる別表 2 に掲げる既にあった後遺障害適用に該当する等級に<br/>対する保険金支払<br/>割合に該当する等級に<br/>対する保険金支払<br/>割合= する<br/>割合

- (5) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

#### 第6条(入院保険金および手術保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

 入院保険金
 ×
 入院した日数 (注1)
 =
 入院保険金の額

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注2)であるときには、その処置日数を含みます。
- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期

間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害 を被った場合においても、当会社は、重複しては 入院保険金を支払いません。

- (4) 当会社は、被保険者が病院または診療所において、第1条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術(注3)にかぎります。
  - ① 入院中(注4)に受けた手術の場合

入院保険金日額 × 10 = 手術保険金の額

② ①以外の手術の場合

入院保険金日額 × 5 = 手術保険金の額

(注 1) 入院した日数 1,000 日を限度とします。

(注2) 処置

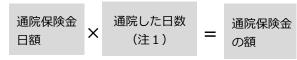
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付として されたものとみなされる処置を含みます。

- (注 3) 1事故に基づく傷害について、1回の手 術
  - 1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
- (注4) 入院中

第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、 その直接の結果として入院している間をいいま す。

#### 第7条(通院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。



- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表3の1.から3.までに掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等(注 2)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、 前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院 に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

#### (注1) 通院した日数

90 日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて1,000 日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

#### (注2) ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。

#### 第8条(介護保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表2の第1級から第3級までに掲げる後遺障害(注1)が生じた場合(注2)で、かつ、被保険者以外の医師の診断により重度後遺障害による要介護状態と認められるときは、要介護期間に対して、1年間につき、保険証券記載の介護保険金年額を、介護保険金として被保険者に支払います。要介護期間に1年未満の端日数があるときは、1年を

- 365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。
- (2) 当会社は、いかなる場合においても、重度後遺障害による要介護状態でなくなった日以降の期間に対しては、介護保険金を支払いません。
- (3) 被保険者が介護保険金の支払を受けられる期間中にさらに介護保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては介護保険金を支払いません。
  - (注 1) 別表 2 の第 1 級から第 3 級までに掲げる 後遺障害

第5条(後遺障害保険金の支払)(2)の規定に基づき、これらの後遺障害に該当するとみなされるものを含みます。

(注2) 後遺障害(注1)が生じた場合

第5条(後遺障害保険金の支払)(3)の①から④までの規定を適用する場合の保険金支払割合または同条(4)の規定を適用する場合の割合が別表2の第2級に対する保険金支払割合以上であるときを含みます。

#### 第9条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方 不明となった場合または遭難した場合において、そ の航空機または船舶が行方不明となった日または遭 難した日からその日を含めて 30 日を経過してもな お被保険者が発見されないときは、その航空機また は船舶が行方不明となった日または遭難した日に、 被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害に よって死亡したものと推定します。

#### 第10条(他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷

害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大と なった場合は、当会社は、その影響がなかったと きに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

#### 第3章 被害事故補償条項

#### 第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、次の①または②のいずれかに該当する 事故(注 1)が保険期間中に発生し、その直接の結果 として、被保険者が死亡することまたは被保険者に 別表2の第1級から第4級に掲げる後遺障害が生じ ることによって、被保険者またはその父母、配偶者 もしくは子が被る損害(注 2)に対して、本章および 第4章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故
- ② 運行中の自動車等に搭乗していない被保険者が、 運行中の自動車等との衝突、接触等の交通事故ま たは運行中の自動車等の衝突、接触、火災、爆発 等の交通事故により、その生命または身体を害さ れる事故。ただし、その事故を生じさせた自動車 等の運転者およびその他の搭乗者の全員が、被保 険者の救護、警察への報告等の必要な措置を行わ ずにその事故の現場を去った場合にかぎります。
  - (注 1) 次の①または②のいずれかに該当する事故

以下「被害事故」といいます。

(注 2) 被保険者またはその父母、配偶者もしく は子が被る損害

第5条(損害額の決定)に定める損害の額をい

います。以下本章において同様とします。

#### 第2条(保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内 乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動(注 1)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注 2)もしくは核燃料物質(注 2)によって汚染された物(注 3)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

#### (注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全 国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態を いいます。

- (注 2) 核燃料物質 使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質(注2)によって汚染された物原子核分裂生成物を含みます。

#### 第3条(保険金を支払わない場合-その2)

- (1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
  - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行 為によって生じた損害
  - ③ 被保険者に対する刑の執行

- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、被保険者が次の①から④までのいずれかに該当する行為を行った場合は、保険金を支払いません。
  - ① 当該被害事故を教唆または幇助する行為
  - ② 当該被害事故を容認する行為
  - ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等当該被 害事故を誘発する行為
  - ④ 当該被害事故に関連する著しく不正な行為
- (4) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または 重大な過失によって生じた場合は、当会社はその 者の受け取るべき金額については、保険金を支払 いません。
- (5) 当会社は、保険金を受け取るべき者が次の①から④までのいずれかに該当する行為を行った場合は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
  - ① 当該被害事故を教唆または幇助する行為
  - ② 当該被害事故を容認する行為
  - ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等当該被 害事故を誘発する行為
  - ④ 当該被害事故に関連する著しく不正な行為
  - (注) 頸部症候群 いわゆる「むちうち症」をいいます。

#### 第4条(保険金を支払わない場合-その3)

当会社は、被害事故の発生時において、その被害 事故を発生させた者が、次の①から④までのいずれ かに該当する場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の親族のうち3親等内の者

#### ④ 被保険者の同居の親族

#### 第5条(損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、被保 険者が別表2の第1級から第4級に掲げる後遺障 害または死亡のいずれかに該当した場合に、その 区分ごとに、それぞれ別表5に定める算定基準に 従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠 償義務者がある場合において、上記の額が自賠責 保険等によって支払われる金額(注)を下回るとき は、自賠責保険等によって支払われる金額とします。
- (2) 賠償義務者がある場合は、保険金請求権者は、(1)の規定にかかわらず、当会社の同意を得て、(1) の区分ごとに別表 5 に定める算定基準に従い算出した金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを、当会社が保険金を支払うべき損害の額として、当会社に請求することができます。
- (3) (2)の場合は、第4章基本条項第24条(代位) (2)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者がその賠償義務者に対して有する権利については、これを取得しません。
  - (注) 自賠責保険等によって支払われる金額 自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠 償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によ り支払われる金額がある場合は、自賠責保険等 によって支払われる金額に相当する金額としま す。

#### 第6条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の①および②の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。

① 第4章基本条項第17条(事故の通知)(3)の① に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出し

た費用

② 同条項第17条(3)の②に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用

(注) 費用

収入の喪失を含みません。

#### 第7条(支払保険金の計算)

- (1) 1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の①の額から、②から®までの合計額を差し引いた額とします。ただし、保険金額を限度とします。
  - ① 第5条 (損害額の決定) (1)の規定により決定 される損害の額および前条の費用
  - ② 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に 基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給 付が決定しまたは支払われた金額
  - ③ 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条 (保険金を支払う場合)の損害について損害賠 償責任を負担することによって被る損害に対し て既に給付が決定しまたは支払われた保険金も しくは共済金の額
  - ④ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
  - ⑤ 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合は、その給付される額(注 1)
  - ⑥ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)によって給付が受けられる場合は、その給付される額
  - ⑦ 第5条 (損害額の決定) (1)の規定により決定 される損害の額および前条の費用のうち、賠償 義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請 求権者が既に取得したものがある場合は、その 取得した額
  - ⑧ ②から⑦までのほか、第1条(保険金を支払

- う場合)の損害を補償するために支払われるその他の給付(注 2)で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険金請求権者が、 第5条(損害額の決定)(2)の規定により、賠償義 務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除い た金額のみを請求した場合は、1回の被害事故に つき当会社の支払う保険金の額は、次の①の額か ら、②から⑤までの合計額を差し引いた額としま す。ただし、保険金額を限度とします。
  - ① 第5条 (損害額の決定) (2)の規定により決定 される損害の額および前条の費用
  - ② 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合は、その給付される額(注1)
  - ③ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害 者等の支援に関する法律によって給付が受けら れる場合は、その給付される額
  - ④ 第5条 (損害額の決定) (2)の規定により決定 される損害の額および前条の費用のうち、賠償 義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請 求権者が既に取得したものがある場合は、その 取得した額
  - ⑤ ②から④までのほか、第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために支払われるその他の給付(注 2)で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額
  - (注1) 給付される額

社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注 2) その他の給付 保険金および共済金を含みません。

#### 第8条(他の身体の障害または疾病の影響等)

(1) 被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の損

害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の損害を被った後にその原因となった被害事故と関係なく発生した障害もしくは疾病の影響により同条の損害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する損害額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条(保険金を支払う場合)の損害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

#### 第4章 基本条項

#### 第1条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4 時(注1)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、 保険料領収前に生じた事故(注 2)による傷害また は損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (注 1) 初日の午後 4 時 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている 場合は、初日のその時刻とします。
  - (注 2) 事故

第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合) (1)の事故または第3章被害事故補償条項第1 条(保険金を支払う場合)の被害事故をいいま す。以下本章において同様とします。

#### 第2条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者

- が、告知事項について、故意または重大な過失に よって事実を告げなかった場合または事実と異な ることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に 対する書面による通知をもって、この保険契約を 解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに 該当する場合は適用しません。
  - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
  - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
  - ③ 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
  - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因がある ことを知った時から1か月を経過した場合また は保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が傷害または損害の原因となる事故の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに 発生した傷害または損害については適用しません。
  - (注) 事実を知っていた場合または過失によって これを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告

げることを勧めた場合を含みます。

#### 第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
  - ① 保険証券記載の職業または職務に就いていた 被保険者がその職業または職務を変更すること。
  - ② 職業に就いていない被保険者が新たに職業に 就くこと。
  - ③ 保険証券記載の職業に就いていた被保険者が その職業をやめること。
- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大 な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知を しなかった場合において、変更後料率(注 1)が変 更前料率(注 2)よりも高いときは、当会社は、職 業または職務の変更の事実(注 3)があった後に生 じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注 2)の変更後料率(注 1)に対する割合により、保険 金を削減して支払います。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注3)があった時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定は、職業または職務の変更の事実(注3)に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (5) (2)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注 3)が生じ、この保険契約の引受範囲 (注 4)を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (5)の規定による解除が傷害の発生した後にな

された場合であっても、第 11 条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注 3)が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### (注1) 変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保 険料率をいいます。

- (注3) 職業または職務の変更の事実(1)の変更の事実をいいます。
- (注4) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に 当会社が交付する書面等において定めたものを いいます。

#### 第4条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

#### 第5条(保険契約の無効)

次の①または②に掲げる事実のいずれかがあった 場合は、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約 について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、 その被保険者の同意を得なかったとき。

(注) 死亡保険金受取人を定める場合 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にす る場合を除きます。

#### 第6条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、 その事実が発生した時に保険契約はその効力を失い ます。

#### 第7条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第8条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知を もって、この保険契約を解除することができます。

#### 第9条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害または損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、 この保険契約に基づく保険金の請求について、 詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者が、次のア.からオ.までのいず れかに該当すること。
    - ア. 反社会的勢力(注 1)に該当すると認められること。

- イ. 反社会的勢力(注 1)に対して資金等を提供 し、または便宜を供与する等の関与をしてい ると認められること。
- ウ. 反社会的勢力(注 1)を不当に利用している と認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注 1)がその法人の経営を支配し、またはその法 人の経営に実質的に関与していると認めら れること。
- オ. その他反社会的勢力(注 1)と社会的に非難 されるべき関係を有していると認められる こと。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、 ①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注 2)を解除することができます。
  - ① 被保険者が、(1)の③のア.からウ.までまたはオのいずれかに該当すること。
  - ② 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)の③のア.からオ.までのいずれかに該当すること。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害または 損害(注 3)の発生した後になされた場合であって も、第 11 条 (保険契約解除の効力) の規定にかか わらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の① もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた

時までに発生した傷害または損害(注 3)に対しては、当会社は、保険金(注 4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注 4)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### (注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

## (注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

#### (注3) 傷害または損害

(2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた傷害または損害をいいます。

#### (注4) 保険金

(2)の②の規定による解除がなされた場合は、保 険金を受け取るべき者のうち、(1)の③のア.か らオ.までのいずれかに該当する者の受け取る べき金額にかぎります。

#### 第10条(被保険者による保険契約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合に おいて、次の①から⑥までのいずれかに該当する ときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの 保険契約(注)を解除することを求めることができ ます。
  - ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
  - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、 前条(1)の①または同条(1)の②に該当する行為 のいずれかがあった場合
  - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、 前条(1)の③のア.からオ.までのいずれかに該 当する場合
  - ④ 前条(1)の④に規定する事由が生じた場合

- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終 了その他の事由により、この保険契約(注)の被 保険者となることについて同意した事情に著し い変更があった場合
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。
- (3) (1)の①の事由のある場合は、その被保険者は、 (1)の規定にかかわらず当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合にかぎります。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

#### (注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

#### 第11条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力 を生じます。

# 第 12 条 (保険料の取扱い – 告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)

(1) 次の①または②の場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当会社は、下表に従い、算出した額を返還または請求します。

#### 区分 保険料の返還または請求 ① 第2条(告 変更前の保険料と変更後の保険 知義務) (1)に 料の差額を返還または請求しま より告げられ す。 た内容が事実 と異なる場合 ② 職業または ア.変更後の保険料が変更前の保 職務の変更の 険料よりも低くなる場合は、職 事実(注1)が 業または職務の変更の事実(注 ある場合 1)が生じた時以降の期間(注 2)に対し、次の算式により算 出した額を返還します。 既経過 変更前の 月数(注3) 保険料と 変更後の 🗙 1 保険期間 保険料の 月数(注3) 差額 イ.変更後の保険料が変更前の保 険料よりも高くなる場合は、職 業または職務の変更の事実(注 1)が生じた時以降の期間に対 し、次の算式により算出した額 を請求します。 未経過 変更後の保険料と 月数(注3) 変更前の保険料の 🗙 保険期間 差額 月数(注3)

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加 保険料の支払を怠った場合(注 4)は、保険契約者 に対する書面による通知をもって、この保険契約 を解除することができます。
- (3) (1)の①の規定により、当会社が追加保険料を 請求する場合で、(2)の規定によりこの保険契約を 解除できるときは、当会社は、保険金を支払いま せん。この場合において、既に保険金を支払って いたときは、当会社は、その返還を請求すること ができます。
- (4) (1)の②の規定により、当会社が追加保険料を 請求する場合で、(2)の規定によりこの保険契約を 解除できるときは、当会社は、職業または職務の 変更の事実(注 1)があった後に生じた事故による 傷害に対しては、変更前料率(注 5)の変更後料率 (注 6)に対する割合により、保険金を削減して支

払います。

- (5) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が 書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、 承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合 において、保険料を変更する必要があるときは、 (1)の②の算式により算出した額を返還または請求します。
- (6) (5)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。
  - (注 1) 職業または職務の変更の事実 第 3条 (職業または職務の変更に関する通知義 務)(1)の変更の事実をいいます。
  - (注 2) 職業または職務の変更の事実(注 1)が生 じた時以降の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、第 3条(1)の変更の事実が生じた時以降の期間を いいます。

#### (注3) 月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注 4) 追加保険料の支払を怠った場合 当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求を したにもかかわらず相当の期間内にその支払が なかった場合にかぎります。

#### (注5) 変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注6) 変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

#### 第13条(保険料の取扱い-無効の場合)

- (1) 第5条(保険契約の無効)①の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第5条(保険契約の無効)②の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料の全額を返還します。

#### 第14条(保険料の取扱い-失効の場合)

第6条(保険契約の失効)の規定により、この保 険契約が失効となる場合は、当会社は、保険料から 既経過期間に対し月割(注)により計算した保険料を 差し引き、その残額を返還します。ただし、第2章 傷害条項第4条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険 金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場 合は、保険料を返還しません。

#### (注) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

#### 第15条(保険料の取扱い-取消しの場合)

第7条(保険契約の取消し)の規定により、当会 社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、 保険料を返還しません。

#### 第16条(保険料の取扱い-解除の場合)

- (1) 第2条(告知義務)(2)、第3条(職業または 職務の変更に関する通知義務)(5)、第9条(重大 事由による解除)(1)もしくは第12条(保険料の 取扱い-告知義務・通知義務に伴う変更等の場合) (2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除し た場合または第8条(保険契約者による保険契約 の解除)の規定により、保険契約者がこの保険契 約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経 過期間に対し月割(注1)により計算した保険料を 差し引き、その残額を返還します。
- (2) 第9条 (重大事由による解除) (2)の規定によ

- り、当会社がこの保険契約(注 2)を解除した場合 も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約 者に返還します。
- (3) 第10条(被保険者による保険契約の解除請求) (2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注 2)を解除した場合または同条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注 2)を解除した場合も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。

#### (注1) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

#### 第17条(事故の通知)

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき 者または保険金請求権者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、①または②に掲げる内容につき、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
  - ① 被保険者が第2章傷害条項第1条(保険金を 支払う場合)の傷害を被った場合事故発生の日時、場所、事故の概要および傷害 の程度
  - ② 第3章被害事故補償条項第1条(保険金を支払う場合)の被害事故の発生を知った場合 事故発生の日時、場所、事故の概要および身体の障害の程度
- (2) 第2章傷害条項における被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方

不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

- (3) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき 者または保険金請求権者は、(1)の②に該当する場 合は次の①から⑤までの事項を履行しなければな りません。
  - ① 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または 行使について必要な手続をすること。
  - ② 被害事故によって生じた損害の発生および拡大の防止につとめること。
  - ③ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しよう とする場合または提起された場合は、ただちに 当会社に通知すること。
  - ④ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。
  - ⑤ ①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、 遅滞なく、これを提出することおよびその他当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (4) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)、(2)または(3)の③から⑤までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき 者または保険金請求権者が正当な理由がなく(3) の①または(3)の②の規定に違反した場合は、当会 社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
  - ① (3)の①に違反した場合は、他人に損害賠償の 請求をすることによって取得することができた と認められる額
  - ② (3)の②に違反した場合は、損害の発生または

拡大を防止することができたと認められる損害 の額

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および 内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の 支払を受けた場合は、その事実を含みます。

#### 第18条(被害事故発生時の義務)

- (1) 被保険者が、第3章被害事故補償条項第1条 (保険金を支払う場合)の損害を被った場合、賠 償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義 務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、 次の①から⑤までの事項を書面によって当会社に 通知しなければなりません。
  - ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被 保険者との関係
  - ② 対人賠償保険等の有無およびその内容
  - ③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
  - ④ 保険金請求権者が、同条項第1条の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人 賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償 義務者以外の第三者から支払われる損害賠償金 または損害賠償額がある場合は、その額
  - ⑤ 被害事故の原因となった自動車等がある場合、 その自動車等の所有者の住所、氏名または名称 および被保険者との関係
- (2) (1)のほか、保険金請求権者は、当会社が特に 必要とする書類または証拠となるものを求めた場 合は、遅滞なくこれを提出し、また当会社が行う 損害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合は、当会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (4) 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償

に係る責任割合等について、賠償義務者に対して 意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意す る場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければ なりません。

- (5) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合は、当会社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差引いて保険金を支払います。
- (6) 当会社は、賠償義務者または第3章被害事故補 償条項第1条(保険金を支払う場合)の損害を補 償するために保険金、共済金その他の給付を行う 者がある場合は、これらの者に対し、保険金、共 済金その他の給付の有無、内容および額について 照会を行い、または当会社の支払保険金について 通知することがあります。

## 第 19 条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支 払額)

第3章被害事故補償条項における保険金の支払に際し、保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金が支払われていない 場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保 険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保 険契約の支払責任額を限度とします。

#### 第20条(保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、 それぞれ発生し、これを行使することができるも のとします。

区分		保険金請求権発生の時
	ア. 死亡保険金	被保険者が死亡した時
	イ. 後遺障害 保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
	ウ. 入院保険 金	被保険者が被った第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または入院保険金の支払われる日数が1,000日に達した時のいずれか早い時
① 第2章傷	工. 手術保険金	被保険者が第2章傷害条項第1条 (保険金を支払う場合)の傷害の 治療を直接の目的とした手術を受 けた時
2章傷害条項に係る保険金	才. 通院保険 金	被保険者が被った第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した時のいずれか早い時
	力. 介護保険金	以下のいずれかに該当した日 (ア) 事故の発生の日からその 日を含めて 181 日目 (イ) (ア)の日以降被保険者が 継続して重度後遺障害による 要介護状態にある場合は(ア) の日の1年ごとの応当日 (ウ) (ア)の日以降被保険者が 重度後遺障害による要介護状態にある場合は
_	第3章被害 故補償条項 係る保険金	被保険者に別表2の第1級から第4級に掲げる後遺障害が生じた時または死亡した時
		歩んは光とりたい   険金を受け取るべき者または保険

- (2) 被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、別表6に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、事故の内容または傷害の程度もしくは損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めるこ

とがあります。この場合は、当会社が求めた書類 または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしな ければなりません。

- (4) 第3章被害事故補償条項に係る保険金の請求 は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者 を経由して行うものとします。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
  - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注1)
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注 2)のうち3親等内の者
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または ①および②に規定する者に保険金を請求できな い事情がある場合は、①以外の配偶者(注 1)ま たは②以外の親族(注 2)のうち3親等内の者
- (6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき 者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(3) の規定に違反した場合または、(2)、(3)もしくは (5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその 書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合 は、当会社は、それによって当会社が被った損害 の額を差し引いて保険金を支払います。

#### (注1) 配偶者

第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の

規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

#### (注2) 親族

第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の 規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

#### 第21条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注 1)からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために 必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保 険金を支払います。
  - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な 事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷 害または損害発生の有無および被保険者に該当 する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度または損害の額(注 2)、事故と傷害または損害との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、 失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無 および内容、損害について被保険者が有する損 害賠償請求権その他の債権および既に取得した ものの有無および内容等、当会社が支払うべき 保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注 1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数(注 3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な

事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者、 保険金を受け取るべき者または保険金請求権者に 対して通知するものとします。

- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注 4) 180 日
- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、 医療機関、検査機関その他の専門機関による診 断、鑑定等の結果の照会 90 日
- ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容および その程度を確認するための、医療機関による診 断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査 等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内 において行うための代替的な手段がない場合の 日本国外における調査 180 日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保 険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者ま たは保険金請求権者と当会社があらかじめ合意し た場合を除いては、日本国内において、日本国通 貨をもって行うものとします。

#### (注1) 請求完了日

被保険者、保険金を受け取るべき者または保険 金請求権者が前条(2)および(5)の規定による手 続を完了した日をいいます。

(注 2) 損害の額 保険価額を含みます。 (注 3) 次の①から⑤までに掲げる日数 ①から⑤までの複数に該当する場合は、そのう ち最長の日数とします。

#### (注4) 照会

弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号) に基づく 照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注 5) これに応じなかった場合 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第 22 条 (当会社の指定する医師が作成した診断書 等の要求)

- (1) 当会社は、第17条(事故の通知)の通知また は第20条(保険金の請求)の規定による請求を 受けた場合は、傷害または損害の程度の認定その 他保険金の支払にあたり必要な限度において、保 険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者ま たは保険金請求権者に対し当会社の指定する医師 が作成した被保険者の診断書または死体検案書の 提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注 1) のために要した費用(注 2)は、当会社が負担します。

#### (注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認する ことをいいます。

#### (注2) 費用

収入の喪失を含みません。

#### 第23条(時効)

保険金請求権は、第20条(保険金の請求)(1)に 定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、 時効によって消滅します。

#### 第24条(代位)

(1) 当会社が、第2章傷害条項の規定に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその

法定相続人がその傷害について第三者に対して有 する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

- (2) 当会社が第3章被害事故補償条項第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害が生じたことにより保険金請求権者が保険金請求権者債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その保険金請求権者債権(注)は当会社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。
  - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

保険金請求権者債権(注)の全額

- ② ①以外の場合 保険金請求権者債権(注)の額から、保険金が支 払われていない損害の額を差し引いた額
- (3) (2)の②の場合において、当会社に移転せずに 保険金請求権者が引き続き有する保険金請求権者 債権(注)は、当会社に移転した保険金請求権者債 権(注)よりも優先して弁済されるものとします。
- (4) 保険金請求権者は、(2)により取得した保険金 請求権者債権(注)を当会社が行使するにあたって、 当会社が必要とする書類または証拠となるものの 提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、 当会社が行う損害の調査に協力しなければなりま せん。この場合において、当会社に協力するため に必要な費用は、当会社の負担とします。

#### (注) 保険金請求権者債権

損害賠償請求権その他の債権をいい、第3章被 害事故補償条項に係る保険金を支払った損害に ついて、保険金請求権者が、その補償にあてる べき保険金、共済金その他の金銭の請求権を含 みます。

#### 第25条(死亡保険金受取人の変更)

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受

- 取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続 人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、 保険契約者は、死亡保険金受取人を変更すること ができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合は、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更 を、法律上有効な遺言によって行うことができま す。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人 を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合 は、被保険者の同意がなければその効力を生じま せん。
- (8) 死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に 死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人 の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人と します。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

(注) 死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、 その者については、順次の法定相続人とします。

#### 第26条(保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合は、保険契約 者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承 認の請求を行わなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

## 第 27 条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡 保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、 代表者1名を定めることを求めることができます。 この場合において、代表者は他の保険契約者また は死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保 険約款および特約に関する義務を負うものとします。

#### 第28条(契約内容の登録)

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の①から ⑥までの事項を一般社団法人日本損害保険協会 (以下この条において「協会」といいます。)に登 録します。
  - ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
  - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
  - ③ 死亡保険金受取人の氏名
  - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金 日額および被保険者の同意の有無
  - ⑤ 保険期間
  - ⑥ 当会社名
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した 結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険 金の支払について判断する際の参考にすること以 外に用いないものとします。
- (4) 協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、本人に係る(1) の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

#### 第29条(被保険者が複数の場合の取扱い)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被 保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

#### 第30条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内 における裁判所に提起するものとします。

#### 第31条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、 日本国の法令に準拠します。

#### 別表1

## 第2章傷害条項第3条(保険金を支払わない場合 – その2)①の運動等

山岳登はん(注 1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注 2)操縦(注 3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注 4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

#### (注1)山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

- (注 2) 航空機 グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注 3) 操縦 職務として操縦する場合を除きます。

### (注4) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、 ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超 軽量動力機 (パラプレーン等をいいます。) を除 きます。

## 別表2

## 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払 割合
第1級	<ol> <li>(1) 両眼が失明したもの</li> <li>(2) 宜しゃくおよび言語の機能を廃したもの</li> <li>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>(6) 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>(8) 両下肢の用を全廃したもの</li> </ol>	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力 (視力の測定は万国式試視力表に よるものとします。以下同様とします。)が 0.02 以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	<ul> <li>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの</li> <li>(2) 望しゃくまたは言語の機能を廃したもの</li> <li>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>(5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指</li> </ul>	78%

	は指節間関節、その他の手指は近	
	位指節間関節以上を失ったものを	
	いいます。以下同様とします。)	
	(1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下に	
	なったもの	
	(2) 咀しゃくおよび言語の機能に	
	著しい障害を残すもの	
	(3) 両耳の聴力を全く失ったもの	
	(4) 1上肢をひじ関節以上で失っ	
	たもの	
	(5) 1下肢をひざ関節以上で失っ	
<del>Έ</del> 4 4Π	たもの	CO0/
第4級	(6) 両手の手指の全部の用を廃し	69%
	たもの(手指の用を廃したものと	
	は、手指の末節骨の半分以上を失	
	い、または中手指節関節もしくは	
	近位指節間関節(母指にあっては	
	指節間関節)に著しい運動障害を 残すものをいいます。以下同様と	
	(大字ものをいいます。以下问様と) します。)	
	しより。)  (7) 両足をリスフラン関節以上で	
	(7) 両足をリヘノフノ関助以上と 失ったもの	
	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力	
	が 0.1 以下になったもの	
	(2) 神経系統の機能または精神に	
	著しい障害を残し、特に軽易な労	
	務以外の労務に服することができ	
	はいもの (2) 物質が受いる機能に乗しい際	
	(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の	
	音を残し、特に軽易な刃搦以外の    労務に服することができないもの	
笠 C 幼	(4) 1上肢を手関節以上で失った	E00/-
かり収	(4) 1 工放を子展即以上 (大) た	3970
	000  (5) 1下肢を足関節以上で失った	
	もの	
	(6) 1上肢の用を全廃したもの	
	(7) 1下肢の用を全廃したもの	
	(8) 両足の足指の全部を失ったも	
	の(足指を失ったものとは、その	
	全部を失ったものをいいます。以	
	下同様とします。)	
	(1) 両眼の矯正視力が 0.1 以下に	
	(1) 画版の矯正祝力が 0.1 以下に なったもの	
	(2) <u>唱しゃくまたは言語の機能に</u>	
第6級	(2) 唱しやくよだは言語の機能に 著しい障害を残すもの	50%
ᇷᇰᅄ	(3) 両耳の聴力が耳に接しなけれ	JU /0
	(3) 両耳の続力が耳に接しなりれる ば大声を解することができない程	
	度になったもの	
	反になりたしひ	

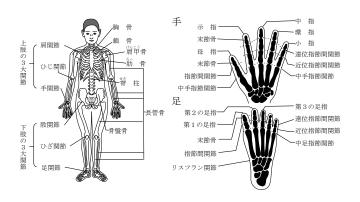
(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の 聴力が40cm以上の距離では普通 の話声を解することができない程 度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動 障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節 の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節 の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を 含み4の手指を失ったもの (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力 が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距 離では普通の話声を解することが できない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の 聴力が1m以上の距離では普通の			(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの(2) 脊柱に運動障害を残すもの(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの(4) 1手の母指を含み3の手指をたは母指以外の4の手指の用を廃したもの(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの(8) 1上肢に偽関節を残すもの(9) 1下肢に偽関節を残すもの(10) 1足の足指の全部を失ったもの(10) 1足の足指の全部を失ったもの	
話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務に吸ずることができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指をたは母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母もの(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の用を廃したものは、第1の足指の用を廃したとは、第1の足指は表節骨の半にあっては指節間のとは、第1の足指にあっては指節間のといいます。以下同様とします。)(12) 外貌に著しい醜状を残すもの(13) 両側の睾丸を失ったもの	42%		(1) 両眼の矯正視力が 0.06以下に なったもの (2) 1眼の矯正視力が 0.06以下に なったもの (3) 両眼に半音症、視野狭窄 はって 視野変状の (4) 両眼に半音を残がしい です みずり ではいり ではいり ではいり ではいり ではいり ではいり ではいり ではい	26%

	<ul> <li>(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの</li> <li>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</li> <li>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>(16) 外貌に相当程度の醜状を残す</li> </ul>			<ul> <li>(7) 替柱に変形を残すもの</li> <li>(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの</li> <li>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</li> <li>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ul>	
	(17) 生殖器に著しい障害を残すも の (1) 1眼の矯正視力が 0.1 以下に なったもの			<ul><li>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li><li>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li><li>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加</li></ul>	
第 10 級	<ul> <li>(2) 正面視で複視を残すもの</li> <li>(3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>(6) 1耳の聴力が耳に接しなけれ</li> </ul>	20%	第 12 級	えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失った指すのの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指を失ったものは第3の足指を失ったもの(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの	10%
第 11 級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能 障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	15%	第 13 級	<ul> <li>(14) 外貌に醜状を残すもの</li> <li>(1) 1眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</li> <li>(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</li> <li>(3) 正面視以外で複視を残すもの</li> <li>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</li> <li>(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 1手の小指の用を廃したもの</li> </ul>	/%

## (8) 1手の母指の指骨の一部を失 ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したも $\mathcal{O}$ (10) 1足の第3の足指以下の1ま たは2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃し たもの、第2の足指を含み2の足 指の用を廃したものまたは第3の 足指以下の3の足指の用を廃した もの (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を 残し、またはまつげはげを残すも $\sigma$ (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加 えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離 では小声を解することができない 程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大 きさの醜いあとを残すもの 第14級 4% (5) 下肢の露出面に手のひらの大 きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨 の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位 指節間関節を屈伸することができ なくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1ま たは2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中 「以上」とはその関節より心臓に近い部分をい います。

#### 注2 関節等の説明図



#### 別表3

## 骨折、脱臼、靱帯損傷等の傷害を被った部位

- 1. 長管骨または脊柱
- 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等(注)を装着した場合にかぎります。
- 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等(注)を装着した場合にかぎります。
- 注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「養柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。

#### (注) ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。

#### 別表4

#### 介護が必要な状態

終日就床しており、かつ、次の1. および2. のいずれにも該当する状態をいいます。

- 1. 歩行の際に、補助用具(注)を用いても、下表の (1)の①から③までに規定するいずれかの状態ま たはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。
- 次の(ア)から(エ)のいずれかの行為の際に、 補助用具(注)を用いても、それぞれ下表の(2)から (5)までに規定するいずれかの状態またはそれら と同程度の介護を必要とする状態にあるために、 常に他人の介護が必要であること。
  - (ア) 食事
  - (イ) 排せつ
  - (ウ) 入浴
  - (工) 衣類の着脱
  - (注) 補助用具

義手、義足、車いす等をいいます。

#### <表>

#### (1) 歩行

- ① 両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。
- ② 自分では寝返りおよびベッド上の小移動しかできない。
- ③ 自分では全く移動することができない。
- (2) 食事
  - ① 食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。
  - ② 自分では全く食事ができない(身体の障害により療養中であり、経口食は禁じられ点滴で栄養をとっている、または、流動食にかぎられている場合を含む)。
- (3) 排せつ
  - ① 自分では拭取りの始末ができない。
  - ② 自分では座位を保持することができない。
  - ③ かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。
  - ④ 医師から絶対安静を命じられているため、しび ん等を使用している。

#### 4) 入浴

- 自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。
- ② 自分では浴槽の出入りができない。
- ③ 自分では全く入浴ができない。
- (5) 衣類の着脱

#### 別表5

#### 第3章被害事故補償条項における保険金の算定基準

#### 第1 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、 将来の介護料およびその他の損害とします。なお、 後遺障害の等級は別表2によります。

#### 1. 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じた得べかりし経済的利益の損失のうち症状固定後に生じたものをいい、原則として、次の算式により計算します。

収入額 × 労働能力 × 労働能力喪失期間に対応 喪失率 × 対働能力喪失期間に対応 するライプニッツ係数

なお、「収入額」、「労働能力喪失率」、「労働能力喪 失期間」および「ライプニッツ係数」は、次のとお りとします。

#### (1) 収入額

被保険者区分別に次のとおりとします。なお、付表1に定める年齢別平均給与額は、特段の断りがないかぎり、被保険者の症状固定時の年齢に対応する平均給与額とします。

被保険者区分	収入額
① 家事従事	現実収入額
者以外の有	ただし、次のとおりとします。
職者	ア. 現実収入額とは、事故前1か年間
	または後遺障害確定前1か年間に
	労働の対価として得た収入額のい
	ずれか高い額をいい、事故前年ま
	たは後遺障害確定前年の確定申告
	書、市町村による課税証明書等の
	公的な税務資料により確認された
	額とします。
	なお、給与所得者の定年退職等
	の事由により現実収入額が減少す
	る蓋然性が高い場合は、離職後の
	現実収入額は付表1に定める年齢
	別平均給与額等を基礎として決定
	します。

- イ. 退職後1年を経過していない失業者については、「現実収入額」を「退職前1年間の収入額」と読み替えて適用します。ただし、定年退職者等を除きます。
- ウ. 就労して間もない若年の有職者で、現実収入額の立証が可能な者については、将来の収入額増加の蓋然性を考慮し、付表1に定める全年齢平均給与額とすることができます。

ただし、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでの被保険者の年齢に対応する付表1に定める年齢別平均給与額がいずれも全年齢平均給与額を下回る場合を除きます。

工. 現実収入額が付表1に定める年齢別平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の将来の収入額(注)のうち同時点の被保険者の年齢に対応する年齢別平均給与額を上回るものがあるときは、現実収入額に替えて年齢別平均給与額とします。

ただし、ウ. の規定により、収入額を全年齢平均給与額とする場合を除きます。

- オ. 次のいずれかに該当する場合は 「付表1に定める 18 歳平均給与 額」または「付表1に定める年齢別 平均給与額の50%」のいずれか高 い額とします。
  - (ア) 現実収入額について、ア.に 定める公的な税務資料による立 証が困難な場合
  - (イ) 現実収入額が「付表1に定める18歳平均給与額」または「付表1に定める年齢別平均給与額の50%」のいずれか高い額を下回る場合
- ② 家事従事 付表1に定める全年齢平均給与額 者
- ③ 幼児、児 付表1に定める全年齢平均給与額童、生徒または学生
- ④ ①から③ 次のいずれか高い額 まで以外の 十分働く意 思と能力を 有している 無職者

## (2) 労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数

ノニックが数	ノニッツ徐釵					
用語	取扱い					
① 労働能	付表2に定める各等級に対応する					
力喪失率	労働能力喪失率を上限として、労働					
	能力に影響を与える障害の部位・程					
	度、被保険者の年齢・職業、現実の					
	減収額、将来の収入の蓋然性等を勘					
	案し、損害賠償における判例動向等					
	を鑑み決定します。					
② 労働能	付表 3 に定める年齢別就労可能年					
力喪失期	数を上限として、労働能力に影響を					
間	与える障害の部位・程度、被保険者					
	の年齢・職業、現実の減収額等を勘					
	案し、損害賠償における判例動向等					
	を鑑み決定します。					
③ ライプ	付表4によります。					
ニッツ係						
数						

#### (注) 将来の収入額

労働の対価として将来得べかりし収入額をいい ます。

#### 2. 精神的損害

後遺障害等級別に次の金額を基準とします。

後遺障害 等級	父母、配偶者ま たは子のいずれ かがいる場合	左記以外				
第1級	1,800 万円	1,600 万円				
第2級	1,500万円 1,200万円					
第3級	1,300 万円 1,000 万円					
第4級	900 万円					

#### 3. 将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる 介護料および諸雑費とし、原則として、次の算式に より計算します。

介護料およびX 12 X 介護期間に対応するライプニッツ係数

なお、「介護料および諸雑費」、「介護期間」および 「ライプニッツ係数」は、次のとおりとします。

#### (1) 介護料および諸雑費

後遺障害の区分	介護料および 諸雑費
① 別表2の第1級(3)または(4)に該当する後遺障害の場合	1 か月につき 15 万円
② 別表2の第1級((3)および(4)を除きます。)、第2級または第3級(3)もしくは(4)に該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合	1 か月につき 7.5 万円

#### (2) 介護期間およびライプニッツ係数

用語		取扱い	
1	介護期間	障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表5に定める平均余命の範囲内で決定します。	
2	ライプニ /ツ係数	付表4によります。	

#### 第2 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。ただし、同一事故で後遺障害による損害に対して保険金の支払を受けている場合は、既に保険金の支払を受けた後遺障害による損害の額を控除します。

#### 1. 葬儀費

60 万円とします。ただし、立証資料等により 60 万円を超えることが明らかな場合は、100 万円を限度として実費を支払います。

#### 2. 逸失利益

(1) 死亡により生じた得べかりし経済的利益の損失をいい、原則として、次の算式により計算します。

収入額 - 生活費 × 就労可能年数に対応する ライプニッツ係数

なお、「収入額」、「生活費」、「就労可能年数」および「ライプニッツ係数」は、次のとおりとします。

#### ① 収入額

被保険者区分

ア. 家事従事者 現実収入額

被保険者区分別に次のとおりとします。なお、 付表1に定める年齢別平均給与額は、特段の断 りがないかぎり、被保険者の死亡した時の年齢 に対応する平均給与額とします。

以外の有職者 ただし、次のとおりとします。

収入額

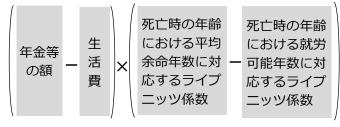
(ア) 租実収入類とけ 事地前1

	額とは、事故前1
か年間に労働の	の対価として得た
収入額をいい。	、事故前年の確定
申告書または	市町村による課税
証明書等の公	的な税務資料によ
り確認された	類とします。
なお、給与	所得者の定年退職
等の事由によ	り現実収入額が減
少する蓋然性	が高い場合は、離
職後の現実収ん	入額は付表1に定
める年齢別平均	均給与額等を基礎
として決定し	ます。
(イ) 退職後14	年を経過していな
い失業者につい	ハては、「現実収入
額」を「退職前	11年間の収入額」
と読み替えて	適用します。ただ
し、定年退職	者等を除きます。
(ウ) 就労して	間もない若年の有
職者で、現実	収入額の立証が可
能な者につい	ては、将来の収入
額増加の蓋然	生を考慮し、全年
齢平均給与額	とすることができ
ます。	
ただし、労	動能力喪失期間の
始期から終期	こ至るまでの被保
険者の年齢に	対応する年齢別平
均給与額がい	ずれも全年齢平均
給与額を下回	る場合を除きま
す。	
(工) 現実収入	額が付表 1 に定め
る年齢別平均	給与額を下回る場
合で、死亡し	た時から就労可能
年数を経過す	るまでの各年の将
来の収入額(注	1)のうち同時点
の被保険者の	年齢に対応する年
齢別平均給与	額を上回るものが
あるときは、	現実収入額に替え
て年齢別平均	給与額とします。
ただし、(ウ	7)の規定により、
収入額を全年	齢平均給与額とす
る場合を除き	ます。

- (オ) 次のいずれかに該当する場 合は「付表1に定める18歳平 均給与額」または「付表1に定 める年齢別平均給与額の50%」 のいずれか高い額とします。 a. 現実収入額について、(ア) に定める公的な税務資料に よる立証が困難な場合 b. 現実収入額が「付表1に定 める 18 歳平均給与額」また は「付表1に定める年齢別平 均給与額の 50%」のいずれか 高い額を下回る場合 付表1に定める全年齢平均給与額 イ. 家事従事者 ウ. 幼児、児童、 生徒または学 付表1に定める全年齢平均給与額 生 エ. ア. からウ. 次のいずれか高い額 まで以外の十 (ア) 付表1に定める 18 歳平均 分働く意思と 給与額 能力を有して (イ) 付表1に定める年齢別平均 いる無職者 給与額の 50%
- ② 生活費、就労可能年数およびライプニッツ係

用語	取扱い		
ア. 生活費	被扶養者の人数に応じ、収入額に対する次の割合とします。 なお、被扶養者とは、被保険者に 実際に扶養されていた者をいい ます。		
	被扶養者の人数	割合	
	被扶養者がない場合 50%		
	1人 40%		
	2人 35%		
	3人以上	30%	
イ. 就労可能年数ウ. ライプニッツ	付表3によります。		
係数			

(2) 被保険者が年金等の受給者(注 2)である場合は、(1)の額に加えて、次の算式により算出された額を加えるものとします。



なお、「生活費」、「平均余命年数に対応するライ プニッツ係数」および「就労可能年数に対応する ライプニッツ係数」は、次のとおりとします。

用語	取扱い
① 生活費	(1)②に定めるところに よります。
② 平均余命年数に対応 するライプニッツ係数	付表4および付表5によります。
③ 就労可能年数に対応 するライプニッツ係数	付表3によります。

#### (注1) 将来の収入額

労働の対価として将来得べかりし収入額をいい ます。

#### (注2) 年金等の受給者

各種年金および恩給制度のうち原則として受給 者本人による拠出性のある年金等を実際に受給 していた者をいい、無拠出性の福祉年金や遺族 年金は含みません。

#### 3. 精神的損害

被保険者区分別に次の金額を基準とします。

被保険者区分	金額
(1) 被保険者が一家の支柱である場合	2,000 万円
(2) 被保険者が一家の支柱でな い場合で 65 歳以上のとき。	1,500 万円
(3) 被保険者が一家の支柱でない場合で65歳未満のとき。	1,600 万円

付表 1 年齢別平均給与額表(平均月額)

年齢	男子	女子
歳	円	円
全年齢平均	415,400	275,100
18	187,400	169,600
19	199,800	175,800
20	219,800	193,800
21	239,800	211,900
22	259,800	230,000
23	272,800	238,700
24	285,900	247,400
25	298,900	256,000
26	312,000	264,700
27	325,000	273,400
28	337,300	278,800
29	349,600	284,100
30	361,800	289,400
31	374,100	294,700
32	386,400	300,100
33	398,000	301,900
34	409,600	303,700
35	421,300	305,500
36	432,900	307,300
37	444,500	309,100
38	450,500	307,900
39	456,600	306,800
40	462,600	305,600
41	468,600	304,500
42	474,700	303,300
43	478,300	301,000
44	482,000	298,800
45	485,600	296,500
46	489,300	294,300
47	492,900	292,000
48	495,500	291,800
49	498,100	291,700
50	500,700	291,600
51	503,300	291,400
52	505,800	291,300
53	500,700	288,500

54	495,500	285,600
55	490,300	282,800
56	485,200	280,000
57	480,000	277,200
58	455,400	269,000
59	430,900	260,900
60	406,300	252,700
61	381,700	244,500
62	357,200	236,400
63	350,100	236,400
64	343,000	236,400
65	336,000	236,500
66	328,900	236,500
67	321,800	236,500
68~	314,800	236,600

付表 2 労働能力喪失率表

後遺障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100

## 付表3

## 年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数表

### (1) 18 歳未満の者に適用する表

年齢	幼児、学生または十分 働く意思と能力を有 している無職者		1	<b></b> 同職者
	就労可能年数	ライプニッ ツ係数(注) (法定利率: 3%)	就労可能年数	ライプニッ ツ係数(注) (法定利率: 3%)
歳	年		年	
0	49	14.980	67	28.733
1	49	15.429	66	28.595
2	49	15.892	65	28.453
3	49	16.369	64	28.306
4	49	16.860	63	28.156
5	49	17.365	62	28.000
6	49	17.886	61	27.840
7	49	18.423	60	27.676
8	49	18.976	59	27.506
9	49	19.545	58	27.331
10	49	20.131	57	27.151
11	49	20.735	56	26.965
12	49	21.357	55	26.774
13	49	21.998	54	26.578
14	49	22.658	53	26.375
15	49	23.338	52	26.166
16	49	24.038	51	25.951
17	49	24.759	50	25.730

#### (2) 18歳以上の者に適用する表

(2) 18 歳以上の者に週用する表		
Æ\$^	就労可能	ライプニッツ係数(注)
年齢	年数	(法定利率: 3%)
歳	年	
18	49	25.502
19	48	25.267
20	47	25.025
21	46	24.775
22	45	24.519
23	44	24.254
24	43	
		23.982
25	42	23.701
26	41	23.412
27	40	23.115
28	39	22.808
29	38	22.492
30	37	22.167
31	36	21.832
32	35	21.487
33	34	21.132
34	33	20.766
35	32	20.389
36	31	20.000
37	30	19.600
38	29	19.188
39	28	18.764
40	27	18.327
41	26	17.877
42	25	17.413
43	24	16.936
44	23	16.444
45	22	15.937
46	21	15.415
47	20	14.877
48	19	14.324
49	18	13.754
50	17	13.166
51	16	12.561
52	15	11.938
53	14	11.296
54	14	11.296
55	14	11.296
56	13	10.635
57	13	10.635
58	12	9.954
59	12	9.954
60	12	9.954
61	11	9.253
62	11	9.253
63	10	8.530

<b>6</b> -150	就労可能	ライプニッツ係数(注)
年齢	年数	(法定利率: 3%)
歳	年	
64	10	8.530
65	10	8.530
66	9	7.786
67	9	7.786
68	8	7.020
69	8	7.020
70	8	7.020
71	7	6.230
72	7	6.230
73	7	6.230
74	6	5.417
75	6	5.417
76	6	5.417
77	5	4.580
78	5	4.580
79	5	4.580
80	5	4.580
81	4	3.717
82	4	3.717
83	4	3.717
84	4	3.717
85	3	2.829
86	3	2.829
87	3	2.829
88	3	2.829
89	3	2.829
90	3	2.829
91	2	1.913
92	2	1.913
93	2	1.913
94	2	1.913
95	2	1.913
96	2	1.913
97	2	1.913
98	2	1.913
99	2	1.913
100	2	1.913
101~	1	0.971

## (注) ライプニッツ係数

事故の発生の日における民法(明治 29 年法律 第89号)第404条(法定利率)に規定する法 定利率に基づき算出しています。

付表 4 ライプニッツ係数表

期間	ライプニッツ係数(注)(法定利率:3%)
年	
1	0.971
2	1.913
3	2.829
4	3.717
5	4.580
6	5.417
7	6.230
8	7.020
9	7.786
10	8.530
11	9.253
12	9.954
13	10.635
14	11.296
15	11.938
16	12.561
17	13.166
18	13.754
19	14.324
20	14.877
21	15.415
22	15.937
23	16.444
24	16.936
25	17.413
26	17.877
27	18.327
28	18.764
29	19.188
30	19.600
31	20.000
32	20.389
33	20.766
34	21.132
35	21.487
36	21.832
37	22.167
38	22.107
39	22.808
40	23.115
41	23.113
42	23.701
43	23.701
44	
44	24.254

期間	ライプニッツ係数(注)(法定利率:3%)
年	
45	24.519
46	24.775
47	25.025
48	25.267
49	25.502
50	25.730
51	25.951
52	26.166
53	26.375
54	26.578
55	26.774
56	26.965
57	27.151
58	27.331
59	27.506
60	27.676
61	27.840
62	28.000
63	28.156
64	
	28.306
65	28.453
66	28.595
67	28.733
68	28.867
69	28.997
70	29.123
71	29.246
72	29.365
73	29.481
74	29.593
75	29.702
76	29.808
77	29.910
78	30.010
79	30.107
80	30.201
81	30.292
82	30.381
83	30.467
84	30.550
85	30.631
86	30.710
87	30.786
88	30.860
89	30.932
90	31.002
70	J1.00Z

#### (注) ライプニッツ係数

事故の発生の日における民法(明治 29 年法律 第89号)第404条(法定利率)に規定する法 定利率に基づき算出しています。

なお、幼児、18歳未満の学生または十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超えるときの係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす18歳までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

付表 5 第 20 回生命表による平均余命

(単位:年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69
女	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76
	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳
男	68	67	66	65	64	63	62	62	61	60
女	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66
	20 歳	21 歳	22 歳	23 歳	24 歳	25 歳	26 歳	27 歳	28 歳	29 歳
男	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50
女	65	64	63	62	62	61	60	59	58	57
	30 歳	31 歳	32 歳	33 歳	34 歳	35 歳	36 歳	37 歳	38 歳	39 歳
男	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
女	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
	40 歳	41 歳	42 歳	43 歳	44 歳	45 歳	46 歳	47 歳	48 歳	49 歳
男	39	38	37	37	36	35	34	33	32	31
女	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
	50 歳	51 歳	52 歳	53 歳	54 歳	55 歳	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳
男	30	29	28	27	27	26	25	24	23	22
女	36	35	34	34	33	32	31	30	29	28
	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳	66 歳	67 歳	68 歳	69 歳
男	22	21	20	19	18	18	17	16	15	15
女	27	26	25	24	24	23	22	21	20	19
	70 歳	71 歳	72 歳	73 歳	74 歳	75 歳	76 歳	77 歳	78 歳	79 歳
男	14	13	13	12	11	11	10	9	9	8
女	18	18	17	16	15	14	14	13	12	11
	80 歳	81 歳	82 歳	83 歳	84 歳	85 歳	86 歳	87 歳	88歳	89 歳
男	8	7	7	6	6	5	5	5	4	4
女	11	10	9	9	8	7	7	6	6	5
	90 歳	91 歳	92 歳	93 歳	94 歳	95 歳	96 歳	97 歳	98 歳	99 歳
男	4	3	3	3	3	2	2	2	2	2
女	5	5	4	4	4	3	3	3	2	2
	100 歳	101歳	102歳	103歳	104 歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	110 歳	111歳	112歳	113歳	114 歳					
男	1	1	_	_	_					
女	1	1	1	1	1					

# 別表6

# 保険金請求書類

保険金 種類	死亡	後障遺害	入院	手術	通院	介護	保険金第3章
提出書類							章
1. 保険金請求書	0	0	0	0	0	0	$\circ$
2. 保険証券	0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$
3. 当会社の定める 傷害状況報告書	0	0	0	0	0	0	0
4. 公の機関(やむ を得ない場合に は、第三者)の事 故証明書	0	0	0	0	0	0	0
5. 死亡診断書また は死体検案書	0						0
6.後遺障害もしく は傷害の程度ま たは手術の内容 を証明する被保 険者以外の医師 の診断書		0	0	0	0	0	0
7. 入院日数または 通院日数を記載 した病院または 診療所の証明書 類			0		0		
8. 当会社の定める 要介護状況報告 書						0	
9. 要介護状態の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書および診療明細(当会社の定める様式とします。)						0	
10. 当会社が被保険 者の症状・治療内 容等について被 保険者以外の医 師に照会し説明 を求めることに ついての同意書						0	

11. 死亡保険金受取							
1 /五七/01於人立							
人(死亡保険金受							
取人を定めなか	$\bigcirc$						$\bigcirc$
った場合は、被保	O						0
険者の法定相続							
人) の印鑑証明書							
12. 被保険者の印鑑		0	0	0	0	0	0
証明書		)	)	)	)	)	)
13. 被保険者の戸籍	0						0
謄本	0						)
14. 法定相続人の戸							
籍謄本(死亡保険	$\bigcirc$						$\bigcirc$
金受取人を定め	0						0
なかった場合)							
15. 委任を証する書							
類および委任を							
受けた者の印鑑							
証明書(保険金の	$\bigcirc$	0	$\circ$	$\circ$	0	0	0
請求を第三者に							
委任する場合)							
16. その他当会社							
が第4章基本条							
項第 21 条(保険							
金の支払時期)							
(1)に定める必要							
な確認を行うた							
めに欠くことの							
	$\bigcirc$	$\cup$	$\cup$	$\cup$	$\cup$	$\cup$	$\circ$
できない書類ま					l		
できない書類ま たは証拠として							
たは証拠として							
たは証拠として 保険契約締結の							
たは証拠として 保険契約締結の 際に当会社が交							
が第4章基本条 項第21条(保険 金の支払時期) (1)に定める必要 な確認を行うた	0	0	0	0	0	0	0

注 保険金を請求する場合は、〇を付した書類の うち当会社が求めるものを提出しなければなり ません。

# 介護保険金対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章 傷害条項第8条(介護保険金の支払)の規定により 支払われる介護保険金を支払いません。

# 被害事故対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章 被害事故補償条項の規定により支払われる保険金を 支払いません。

# 手術保険金倍率変更特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章 傷害条項第6条(入院保険金および手術保険金の支 払)(4)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (4) 当会社は、被保険者が病院または診療所において、第1条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術(注3)にかぎります。
- ① 入院中(注4)に受けた手術の場合

入院保険金日額 × 20 = 手術保険金の額

② ①以外の手術の場合

入院保険金日額 × 5 = 手術保険金の額

## 重大手術保険金倍率変更特約

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定 義によります。

用語	定義
重大手術	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、次の①から④までのいずれかに該当するものをいいます。 ① 開頭手術(聲頭術を含みます。) ② 開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③ 四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。

# 第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第 2章傷害条項第6条(入院保険金および手術保険 金の支払)(4)の手術保険金を支払う場合で、その 手術が重大手術に該当するとき(注)は、同条項第 6条(4)および同条項第6条(注3)の規定にかか わらず、次の算式によって算出した額を、手術保 険金として被保険者に支払います。ただし、1事 故に基づく傷害について、1回の手術にかぎりま す。

# 入院保険金日額 × 40 = 手術保険金の額

- (2) 当会社は、(1)の手術保険金を支払う場合は、 普通保険約款第2章傷害条項第6条(入院保険金 および手術保険金の支払)(4)および同条項第6条 (注3)に規定する手術保険金は支払いません。
- (注) その手術が重大手術に該当するとき 1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのいずれかの手術が重大手術に 該当するときをいいます。

# 第3条(手術保険金倍率変更特約が付帯された場合 の取扱い)

- (1) この特約が付帯された保険契約に手術保険金 倍率変更特約が付帯されており、かつ、普通保険 約款第2章傷害条項第6条(入院保険金および手 術保険金の支払)(4)の手術保険金を支払う場合で、 その手術が重大手術に該当するとき(注)は、前条 の規定にかかわらず、前条(1)または手術保険金倍 率変更特約の規定のいずれか高い額を手術保険金 として支払います。ただし、1事故に基づく傷害 について、1回の手術にかぎります。
- (2) 当会社は、(1)の規定により前条(1)の手術保険金を支払う場合は、普通保険約款第2章傷害条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)(4)および同条項第6条(注3)に規定する手術保険金は支払いません。
  - (注) その手術が重大手術に該当するとき 1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのいずれかの手術が重大手術に 該当するときをいいます。

#### 第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約 の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準 用します。

# 後遺障害等級限定補償特約(第1級~第 7級)

当会社は、この特約により、被保険者に、保険金額に普通保険約款別表2の第7級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の額(注)が支払われるべき後遺障害が生じた場合のみ、普通保険約款第2章傷害条項第5条(後遺障害保険金の支払)の規定に従い後遺障害保険金を支払います。

(注) 保険金支払割合を乗じた額以上の額 この額の算出には、普通保険約款第2章傷害条 項第5条(後遺障害保険金の支払)(6)の規定は 適用しません。

# 入院保険金支払限度日数変更特約

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義 によります。

用語	定義
入院保険金 支払限度日数	普通保険約款第2章傷害条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)に規定する入院保険金を支払う限度とする日数をいいます。

#### 第2条(入院保険金支払限度日数の変更)

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章 傷害条項第6条(入院保険金および手術保険金の支 払)の規定にかかわらず、入院保険金支払限度日数 は保険証券記載の入院保険金支払限度日数とします。

#### 第3条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第4章基本条項第20条(保険金の請求)(1)の①のウ.の規定中「入院保険金の支払われる日数が1,000日に達した時」とあるのは「入院保険金の支払われる日数が保険証券記載の入院保険金支払限度日数に達した時」と読み替えて適用します。

# 個人賠償責任補償特約

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ 次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいま
	す。ただし、運行することにつき、物理的
	な危険を伴うものをいい、情報の流布
	(注)のみに起因するものを除きます。
	(注)情報の流布
	特定の者への伝達を含みます。
動道上を走	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブ
行する陸上	
の乗用具	イドウェイバス(注)をいいます。ただし、
	ジェットコースター、メリーゴーラウン
	ド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用
	されるもの、ロープトウ、ティーバーリフ
	ト等座席装置のないリフト等は含みませ
	ん。
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	「(エ) ガードシェーハス   専用軌道のガイドに沿って走行するバ
	スをいいます。なお、専用軌道のガイ
	ドに沿って走行している間にかぎり、
	軌道上を走行する陸上の乗用具として
	取り扱います。
ゴルフ場敷	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区
コルノ場放  地内	画された場所およびこれに連続した土地
	(注)をいい、駐車場および更衣室等の付
	属施設を含み、宿泊施設のために使用さ
	れる部分を除きます。
	(注) 連続した土地
	(左)
	は中断されることなく、これを連続し
	た土地とみなします。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プ
עאר נאר	ログラム等の無体物のほか、著作権、特許
	権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その
	他これらに類する権利等の財産権を含み
	ません。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算
人山只江识	出した支払うべき保険金または共済
	金の額をいいます。
 住宅	被保険者の居住の用に供される住宅(注
-	1) または被保険者が所有する被保険者
	以外の居住の用に供される住宅(注1)を
	いい、住宅敷地内(注2)の動産および不
	動産を含みます。
	(注1) 居住の用に供される住宅
	$(x_1)$ $\mu x_0 \mu $

	別荘等一時的に居住の用に供される住
	宅を含みます。
	(注2) 住宅敷地内
	囲いの有無を問わず、住宅の所在する
	場所およびこれに連続した土地(注3)
	で、同一の被保険者によって占有され
	ているものをいいます。
	(注3) 連続した土地
	公道、河川等が介在していても敷地内
	は中断されることなく、これを連続し
	た土地とみなします。
受託品	被保険者が日本国内において正当な権利
	を有する者から受託した財物のうち、被
	保険者が管理するものをいいます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因す
	る後遺障害および死亡を含みます。
損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
他の保険契	第2条(保険金を支払う場合)の全部また
約等	は一部に対して支払責任が同じである他
	の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第2条(保険金を支払う場合)に規定する
	保険金をいいます。
本人	普通保険約款第1章用語の定義条項第1
	条 (用語の定義) に規定する被保険者をい
	います。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいま
	す。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額か
	ら控除する自己負担額をいいます。

## 第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、次の①または②のいずれかに該当する偶然な事故(注1)による他人の身体の障害、他人の財物の損壊もしくは盗取(注2)または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活(注3)に起因する偶然な 事故
  - (注1) 次の①または②のいずれかに該当する 偶然な事故

以下この特約において「事故」といいます。

(注2) 盗取

財物が受託品の場合にかぎります。

(注3) 日常生活

住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

#### 第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該 当する事由によって生じた損害に対しては、保険 金を支払いません。
  - ① 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの 者の法定代理人の故意
  - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内 乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動(注2)
  - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生 じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づ いて生じた事故
- (2) 当会社は、被保険者が次の①から⑨までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 被保険者が所有、使用または管理する財物の 損壊について、その財物が受託品でない場合は、 その財物について正当な権利を有する者に対し て負担する損害賠償責任
  - ② 第5条(被保険者の範囲)に定める者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償責任
  - ③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業

務に従事中に被った身体の障害に起因する損害 賠償責任。ただし、その使用人が被保険者の家 事使用人である場合を除きます。

- ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する 特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償 責任
- ⑥ 主として被保険者の職務のために使用される 動産または不動産(注5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶および車両(注6)または銃器(注7)の所有、使用または管理に起因する損害賠償 責任
- (3) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金 および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払い ません。

#### (注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法 人の業務を執行するその他の機関をいいます。

#### (注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- (注3) 核燃料物質 使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質(注3)によって汚染された物原子核分裂生成物を含みます。

#### (注5) 不動産

住宅の一部が主として被保険者の職務のために 使用される場合は、その部分を含みます。

(注6) 船舶および車両

次の①から④までのいずれかに該当するものを 除きます。

- ① 主たる原動力が人力であるもの
- ② ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート
- ③ 身体障害者用の車(注8)および歩行補助車で、原動機を用いるもの
- ④ 移動用小型車および遠隔操作型小型車

#### (注7) 銃器

空気銃を除きます。

(注8) 身体障害者用の車

身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に 供するための身体障害者用の車いす等の車をい います。ただし、原動機を用いるものである場 合は法令に定める基準に該当するものにかぎ り、遠隔操作により通行させることができるも のを除きます。

## 第4条(保険金を支払わない場合-その2)

- (1) 当会社は、次の①から®までのいずれかに該 当する受託品の損壊または盗取によって生じた損 害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 自動車(注1)、原動機付自転車、船舶(注2)、 航空機(注3)、雪上オートバイ、ゴーカートお よびこれらの付属品(注4)
  - ② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、 サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン 模型およびこれらの付属品(注4)
  - ③ 動物、植物等の生物
  - ④ 稿本、設計書、図案、証書(注5)、帳簿その他 これらに類する物
  - ⑤ 通貨、小切手、印紙、切手、商品券、預貯金 証書(注6)、手形その他の有価証券その他これ らに類する物
  - ⑥ クレジットカード、ローンカード、プリペイ ドカード、その他これらに類する物
  - ⑦ 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 その他これらに類する物

- ⑧ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の 無体物
- ⑨ 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
- ⑩ 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
- (1) 所持することが日本国の法令に違反する物
- ② 不動産(注7)
- ③ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の 付属建物
- ④ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具 山岳登はん(注8)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注9)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- ⑤ 受託した地および時における受託品の価額が 1個もしくは1組または1対(注 10)で 100 万 円を超える物(注 11)
- ⑯ その他下欄記載の物
  - ・移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソ コン、タブレット端末等の携帯式電子事務機 器およびこれらの付属品
  - ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラス
  - ・ドローンその他の無人航空機および模型航空 機ならびにこれらの付属品
  - 漁具
- (2) 当会社は、受託品の損壊または盗取について、 次の①から®までのいずれかに該当する事由によ って生じた損害に対しては、保険金を支払いませ ん。
  - ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - ② 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥
  - ③ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共 団体の公権力の行使。ただし、次のア、または

- イ. のいずれかに該当する場合は保険金を支払います。
- ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
- イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等に おける安全確認検査等の目的でその錠を壊 された場合
- ④ 自然の消耗、劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑤ 偶然な外来の事故に直接起因しない、受託品 の電気の作用に伴って発生した電気的事故また は機械の稼働に伴って発生した機械的事故
- ⑥ 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれ、あられまたは融雪水の浸入または吹き込み
- ⑦ 受託品の置き忘れ(注 12)または紛失(注 13)
- ⑧ 詐欺または横領
- (3) 当会社は、受託品の損壊または盗取について、 被保険者が次の①から③までのいずれかに該当す る損害賠償責任を負担することによって被った損 害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取に起因する損害賠償 責任
  - ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険 者がその受託品を使用不能にしたことに起因す る損害賠償責任(注 14)
  - ③ 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任

#### (注1) 自動車

被けん引車を含みます。また、ゴルフ場敷地内 におけるゴルフ・カートを除きます。

#### (注2) 船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ボート およびカヌーを含みます。

## (注3) 航空機

飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、 超軽量動力機(注9)、ジャイロプレーンをいい ます。

#### (注4) 付属品

実際に定着(注 15)または装備(注 16)されているか否かを問わず、定着(注 15)または装備(注 16)することを前提に設計、製造されたものをいいます。

#### (注5) 証書

公正証書、身分証明書等の一定の事実または権 利義務関係を証明する文書をいいます。なお、 旅券および運転免許証を含みます。

(注6) 預貯金証書 通帳およびキャッシュカードを含みます。

#### (注7) 不動産

畳、建具その他これらに類する物および電気・ ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含み ます。

### (注8) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング(注 17)をいい、登る壁の高さが 5 m 以下であるボルダリングを除きます。

### (注9) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト 機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン 等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。

- (注 10) 1個もしくは1組または1対 付属品(注 4)を含みます。
- (注 11) 1個もしくは1組または1対(注 10)で 100万円を超える物

ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除き ます。 (注12) 置き忘れ

保険の対象を置いた状態でその事実または置い た場所を忘れることをいいます。

- (注 13) 置き忘れ(注 12)または紛失 置き忘れ(注 12)または紛失後の盗難を含みま す。
- (注 14) 受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任

収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

(注 15) 定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工 具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(注16) 装備

備品として備え付けられている状態をいいま す。

(注 17) ロッククライミング フリークライミングを含みます。

#### 第5条(被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、次の①から⑥ までのいずれかに該当する者をいいます。
  - ① 本人
  - ② 本人の配偶者
  - ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
  - ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
  - ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しない本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(注1)。ただし、本人に関する事故にかぎります。
  - ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任 無能力者である場合は、②から④までのいずれ にも該当しないその者の親権者、その他の法定 の監督義務者および監督義務者に代わって責任 無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責 任無能力者に関する事故にかぎります。

- (2) (1)の本人またはその配偶者との続柄および 同居または別居の別は、損害の原因となった事故 発生時におけるものをいいます。
  - (注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者 本人の親族にかぎります。
  - (注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者

責任無能力者の親族にかぎります。

# 第6条(支払保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑥ま でに掲げるものにかぎります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合は、その価額を控除するものとします。
- ② 第2条(保険金を支払う場合)の事故が発生した場合において、被保険者が第8条(事故の発生)(1)の③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および同条(1)の④に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ ②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談 について被保険者が当会社の同意を得て支出し た費用
- ⑤ 第10条(当会社による解決)(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した

費用

- ⑥ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が 当会社の書面による同意を得て支出した次の費 用
  - ア. 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
  - イ. その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

# 第7条 (保険金の支払額)

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合は、その超過した額。ただし、保険金額(注)を支払の限度とします。
- ② 前条②から⑥までの費用についてはその全額。 ただし、同条④から⑥までの費用は、同条①の 損害賠償金の額が保険金額(注)を超える場合は、 保険金額(注)の同条①の損害賠償金に対する割 合によってこれを支払います。

#### (注) 保険金額

保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。以下、この特約において同様とします。

#### 第8条(事故の発生)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から®までに掲げる事項を履行しなければなりません。
  - ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、 年齢、職業、事故の状況ならびにこれらの事項 の証人となる者がある場合はその住所および氏 名を事故の発生の日からその日を含めて 30 日 以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、 その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。 この場合において、当会社が書面による通知を 求めたときは、これに応じなければなりません。

- ② 盗難による損害が発生した場合は、ただちに 警察署へ届け出ること。
- ③ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または 行使に必要な手続をすること。
- ④ 事故によって生じた損害の発生および拡大を 防止するため、自己の費用で必要な措置を講ず ること。
- ⑤ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しよう とする場合、または提起された場合は、ただち に当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、 遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由が なく(1)の①から®までに規定する義務に違反し た場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険 金を支払います。
  - ① (1)の①、②、⑥、⑦または⑧の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
  - ② (1)の③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得すること ができたと認められる額
  - ③ (1)の④の規定に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができたと認められる額
  - ④ (1)の⑤の規定に違反した場合は、損害賠償 責任がないと認められる額
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について知

っている事実を告げなかった場合または事実と異 なることを告げた場合は、当会社は、それによっ て当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を 支払います。

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および 内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の 支払を受けた場合は、その事実を含みます。

#### 第9条(当会社による援助)

当会社は、この特約により、被保険者が日本国内において発生した賠償事故(注)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(注) 日本国内において発生した賠償事故 被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が 日本国外の裁判所に提起された事故を除きま す。

#### 第10条(当会社による解決)

- (1) 被保険者が日本国内において発生した賠償事故(注1)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注2)を行います。
- (2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該

- 当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求 権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の 総額が、保険金額を明らかに超える場合(注3)
- ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- ④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1 回の事故につき、被保険者が負担する法律上の 損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額 を下回る場合
- (注1) 日本国内において発生した賠償事故 被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が 日本国外の裁判所に提起された事故を除きま す。
- (注2) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続

弁護士の選任を含みます。

(注3) 保険金額を明らかに超える場合 保険証券に自己負担額の記載がある場合はその 額との合計額を明らかに超える場合をいいま す。

#### 第 11 条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 日本国内において発生した賠償事故(注1)によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額(注2)を限度とし

ます。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠 償請求権を行使しないことを被保険者に対して 書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての 被保険者について、次のア. またはイ. のいず れかに該当する事由があった場合
  - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産また は生死不明
  - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- (3) この特約において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損 被保険者が 保険証券 損害賠償請 害賠償請求権 に免責金 額の記載 = 求権者に対 者に対して負 損害 担する法律上 して既に支 がある場 賠償額 の損害賠償責 払った損害 合はその 賠償金の額 任の額 免責金額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保 険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、 損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を 支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害 賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った 場合は、その金額の限度において当会社が被保険 者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金 を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律

- 上の損害賠償責任の総額(注3)が保険金額を超えると認められる時(注4)以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- (7) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注3)が保険金額を超えると認められる時以後も、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使できるものとし、また当会社は、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注2)を限度とします。
  - ① (2)④のア. またはイ. のいずれかに規定する事実があった場合
  - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償 事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合にお いて、いずれの被保険者またはその法定相続人 とも折衝することができないと認められる場合
  - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
  - (注1) 日本国内において発生した賠償事故 被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が 日本国外の裁判所に提起された事故を除きま す。
  - (注2) 支払うべき保険金の額 同一事故につき既に当会社が支払った保険金ま たは損害賠償額がある場合は、その全額を差し 引いた額とします。
  - (注3) 法律上の損害賠償責任の総額 同一事故につき既に当会社が支払った保険金ま たは損害賠償額がある場合は、その全額を含み ます。

(注4) 保険金額を超えると認められる時 保険証券に自己負担額の記載がある場合はその 額との合計額を超えると認められる時をいいま す。

#### 第12条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保 険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対 して負担する法律上の損害賠償責任の額について、 被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確 定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書 面による合意が成立した時から発生し、これを行 使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、 次の①から⑩までに掲げる書類または証拠のうち 当会社が求めるものを提出しなければなりません。 ただし、④については、提出できない相当な理由 がある場合は、その提出を省略することができま す。
  - ① 保険金請求書
  - ② 保険証券
  - ③ 当会社の定める事故状況報告書
  - ④ 公の機関が発行する交通事故証明書
  - ⑤ 損害を証明する書類
  - ⑥ 盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証 明書
  - ⑦ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
  - ® 保険金の請求の委任を証する書類および委任 を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三 者に委任する場合)
  - ⑨ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
  - ⑩ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項 の確認を行うために欠くことのできない書類ま たは証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めるもの

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
  - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注1)
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または ①および②に規定する者に保険金を請求できな い事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)ま たは②以外の親族(注2)のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保 険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った 後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっ ても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合 は、当会社は、それによって当会社が被った損害 の額を差し引いて保険金を支払います。
  - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
  - ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

#### (注1) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

## (注2) 親族

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

#### 第13条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
  - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な 事項として、事故の原因、事故発生の状況、損 害または費用発生の有無および被保険者に該当 する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または費用との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、 失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無 および内容、損害について被保険者が有する損 害賠償請求権その他の債権および既に取得した ものの有無および内容等、当会社が支払うべき

保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに 掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、 (1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日 (注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲 げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支 払います。この場合において、当会社は、確認が 必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被 保険者または保険金を受け取るべき者に対して通 知するものとします。
  - ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
  - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、 医療機関、検査機関その他の専門機関による診 断、鑑定等の結果の照会 90 日
  - ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
  - ④ 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用 された災害の被災地域における(1)の①から⑤ までの事項の確認のための調査 60 日
  - ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内 において行うための代替的な手段がない場合の 日本国外における調査 180 日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべ き者と当会社があらかじめ合意した場合を除いて は、日本国内において日本国通貨をもって行うも のとします。

- - 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 次の①から⑤までに掲げる日数 ①から⑤までの複数に該当する場合は、そのう ち最長の日数とします。
- (注3) 照会

弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に基づく照 会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第14条(損害賠償額の請求および支払)

- (1) 損害賠償請求権者が第 11 条 (損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①から⑦までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、②については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。
  - ① 損害賠償額の請求書
  - ② 公の機関が発行する交通事故証明書
  - ③ 損害を証明する書類
  - ④ 盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証 明書
  - ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担す る法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
  - ⑥ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の 承諾があったことを示す書類
  - ⑦ その他当会社が(4)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当会社が交付する書面等において定めるもの
- (2) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が

- 行う調査への協力を求めることがあります。この 場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やか に提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2) の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)の 書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類 もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (4) 当会社は、第11条(損害賠償請求権者の直接 請求権)(2)または(7)のいずれかに該当する場 合は、損害賠償請求権者が(1)の手続きをした日 から前条の規定を準用して損害賠償額を支払いま す。
- (5) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
  - ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または ①および②に規定する者に損害賠償額を請求で きない事情がある場合は、①以外の配偶者(注 1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内 の者
- (6) (5)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害 賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けた場合であっても、当会社は、損害賠償額を支払いません。

#### (注1) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

#### (注2) 親族

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

#### 第15条(損害賠償請求権の行使期限)

第 11 条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規 定による請求権は、次の①または②のいずれかに該 当する場合は、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

#### 第16条(仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第9条(当会社による援助)または第10条 (当会社による解決)(1)の規定により当会社が 被保険者のために援助または解決にあたる場合は、 当会社は、1回の事故につき、保険金額(注1)の 範囲内で、次の①から③までのいずれかの貸付け または供託を行います。
  - ① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による 被保険者への貸付け
  - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の 場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社 の名による供託
  - ③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率 の利息による被保険者への貸付け

- (2) (1)の③により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金(注2)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が 行われている間においては、次の①から③までの 規定は、その貸付金または供託金(注2)を既に支 払った保険金とみなして適用します。
  - ① 第7条 (保険金の支払額) ①および②のただ し書
  - ② 第 11 条 (損害賠償請求権者の直接請求権)(2)のただし書
  - ③ 第11条(7)のただし書
- (4) (1)の供託金(注2)が第三者に還付された場合は、その還付された供託金(注2)の限度で、(1) の当会社の名による供託金(注2)または貸付金 (注3)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 第12条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

#### (注1) 保険金額

同一の事故につき既に当会社が支払った保険金または第 11 条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 供託金 利息を含みます。

(注3) 貸付金 利息を含みます。

#### 第17条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該

当する場合に、この保険契約の支払責任額を限度とし、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、 当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

#### (注) 保険金請求権

第6条(支払保険金の範囲)の②から⑥までの 費用に対する保険金請求権を除きます。

# 第 18 条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支 払額)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損

害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額 を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額から、他の保険契約等から支払われた 保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。 ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約また は共済契約に免責金額の適用がある場合は、その うち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第19条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償 請求権その他の債権(注)を取得した場合において、 当会社がその損害に対して保険金を支払ったとき は、その債権は当会社に移転します。ただし、移 転するのは次の①または②のいずれかの額を限度 とします。
  - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支 払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せず に被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移 転した債権よりも優先して弁済されるものとしま す。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、

当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互 間の求償権を含みます。

#### 第20条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第7条(保険金の支払額)に定める保険金額が増額されるものではありません。

#### 第21条(普通保険約款の適用除外)

この特約の規定が適用される場合は、次の①から

- ③までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。
  - ① 第2章傷害条項第2条(保険金を支払わない 場合-その1)から第10条(他の身体の障害ま たは疾病の影響)まで
  - ② 第3章被害事故補償条項
  - ③ 第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第12条(保険料の取扱い-告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(1)の②および(4)、第17条(事故の通知)から第22条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)まで、第24条(代位)および第25条(死亡保険金受取人の変更)

### 第22条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり 読み替えて適用します。

- ① 第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「事故(注2)による傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による損害」
- ② 同条項第2条(告知義務)(3)の③の規定中 「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害 の原因となる事故」とあるのは「この特約の事

故」

- ③ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは「この特約の事故による損害が生じた後に」
- ④ 同条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「発生したこの特約の事故」
- ⑤ 同条項第9条(重大事由による解除)の規定中 「傷害または損害」とあるのは「この特約の事 故による損害」
- ⑥ 同条項第23条(時効)の規定中「第20条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第12条(保険金の請求)(1)に定める時」

#### 第23条(家族特約が付帯された場合の取扱い)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が 付帯された場合は、同特約第2条(保険金を支払 わない場合)および同特約第4条(当会社の責任 限度額)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が 付帯された場合は、第1条(用語の定義)の表の 本人の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条 項第1条(用語の定義)に規定する被保険者」と あるのは「家族特約第1条(用語の定義)に規定 する本人」と読み替えて適用します。

# 第 24 条 (家族特約 (夫婦用) が付帯された場合の取扱い)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約 (夫婦用)が付帯された場合は、同特約第2条(保 険金を支払わない場合)および同特約第4条(当 会社の責任限度額)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約 (夫婦用)が付帯された場合は、第1条(用語の 定義)の表の本人の規定中「普通保険約款第1章 用語の定義条項第1条(用語の定義)に規定する 被保険者」とあるのは「家族特約(夫婦用)第1

条 (用語の定義) に規定する本人」と読み替えて 適用します。

# 第 25 条 (家族特約 (配偶者対象外用) が付帯された 場合の取扱い)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約 (配偶者対象外用)が付帯された場合は、同特約 第2条(保険金を支払わない場合)および同特約 第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しま せん。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約 (配偶者対象外用)が付帯された場合は、第1条 (用語の定義)の表の本人の規定中「普通保険約 款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)に 規定する被保険者」とあるのは「家族特約(配偶 者対象外用)第1条(用語の定義)に規定する本 人」と読み替えて適用します。

# 第 26 条 (交通傷害危険のみ補償特約が付帯された 場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に交通傷害危険の み補償特約が付帯された場合は、同特約第3条(保 険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

# 第 27 条 (自転車傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に自転車傷害危険 のみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条(保 険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

#### 第28条(重大事由による解除に関する特則)

保険契約者または被保険者が普通保険約款第4章 基本条項第9条(重大事由による解除)(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当することにより同条 (1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、 同条(3)の規定は、次の損害については適用しません。

① 普通保険約款第4章基本条項第9条(1)の③

- のア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② 普通保険約款第4章基本条項第9条(1)の③ のア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当する被保険者に生じた第6条(支払保険金の範囲)の①に規定する損害賠償金の損害

#### 第29条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約 の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準 用します。

## 天災危険補償特約

#### 第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章 傷害条項第2条(保険金を支払わない場合 – その1) (1)の⑩および⑫の規定にかかわらず、次の①または ②に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対 しても、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い普通保険約款第2章傷害 条項の保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

#### 第2条(保険金の支払時期)

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第4章基本条項第21条(保険金の支払時期)(2)のほか、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が生じた場合は、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払うものとします。

#### (注) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が普通 保険約款第4章基本条項第20条(保険金の請求)(2)および(5)の規定による手続きを完了し た日をいいます。

## 共同保険に関する特約

#### 第1条(独立責任)

この保険契約は、引受保険会社(注)による共同保 険契約であって、引受保険会社(注)は、保険証券記 載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、 連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を 有し、義務を負います。

#### (注) 引受保険会社

保険証券記載の保険会社をいいます。以下この 特約において同様とします。

#### 第2条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発 行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の 解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付ま たは保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全

⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

#### 第3条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条① から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

#### 第4条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社 に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保 険会社に対して行われたものとみなします。

# 条件付戦争危険等免責に関する一部修正 特約

#### 第1条 (戦争危険等免責の一部修正)

当会社は、この特約に従い、普通保険約款または 付帯された他の特約の保険金を支払わない場合の事 由の規定中、

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、 武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注 )」

とあるのは

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、 武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注 )。ただし、テロ行為(注 )を除きま す。

# (注 ) テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主 義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯 するものがその主義・主張に関して行う暴力的 行動をいいます。

と読み替えて適用します。

#### 第2条 (この特約の解除)

当会社は、前条の規定中のテロ行為に関する危険が著しく増加し、この特約の引受範囲(注)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する書面による48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

## (注) この特約の引受範囲

この特約を引き受けできる範囲として、保険 契約締結の際に当会社が交付する書面等におい て定めたものをいいます。

#### 第3条 (特約解除の効力)

前条の規定による解除は、将来に向かってのみそ の効力を生じます。

## 第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約 の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款または付帯 された他の特約の規定を準用します。